

議案第12号

木津川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準 を定める条例の一部改正について

木津川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年木津川市条例第48号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）」が令和7年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

木津川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年木津川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び <u>令第22条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設した	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び <u>令第21条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設した

もの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) (略)

もの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) (略)

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。